「宍道総合公園　古墳の森　スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールドの設置管理事業者　募集要項」

第１　事業概要

１　事業の背景と目的

宍道総合公園 古墳の森をスポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールド(※) として活用することで、公園の利活用を促進し、県内外からの集客や地域の賑わいづくりを図り、地域連携及び観光振興に資することを目的に、令和３年 11 月から社会実験を実施している。

本市として、これまでの社会実験の成果をふまえ、令和８年４月以降に宍道総合公園 古墳の森で「スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールド」を本格実施する事業者を募集するもの。

(※) スポーツシューティング：エアソフトガン（銃刀法の規制の対象にならない威力を抑えたトイガン）を用いてシューティング（射撃）を行う競技。
サバイバルゲーム：エアソフトガンを用いて敵味方で対戦するゲーム、競技。

２　対象施設の概要

(1)宍道総合公園　古墳の森

・所在地　松江市宍道町 3253 番１他
・所有者　松江市
・管理者　松江市

図１　宍道総合公園（古墳の森）

出典：地理院地図

・対象区域の面積　2,0742.21 ㎡（古墳の森の一部）※図２、添付資料(1)を参照
・都市計画制限等　宍道都市計画区域内
　　防火・準防火地域：なし
・その他　公園利用者と共用の駐車場・公衆トイレ・炊事場

・対象区域内の公園施設　添付資料(2)(3)(4)を参照。

＜参考＞

・社会実験の利用者実績は添付資料(5)を参照。

図２　対象区域図（着色部分■）

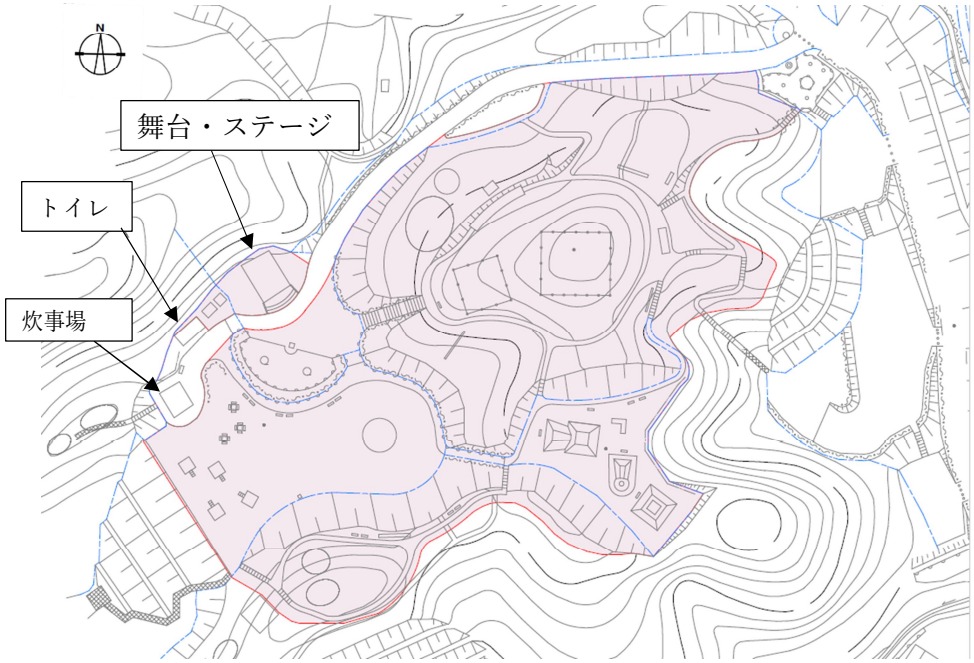

3　募集する事業内容

「宍道総合公園　古墳の森」において、「スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールド」を設置管理する事業者（以下、「設置管理事業者」という。）を募集する。

4　設置管理事業者の選定方法と事業手法

本事業の設置管理事業者は、応募者の中から審査により選定され、設置管理に関する基本的事項を定める基本協定を締結し、設置管理許可を受けたうえで事業を実施する。

5　公募スケジュール

項　目	時　期
募集要項の公表	令和７年１２月５日（金）
説明会の開催	令和７年１２月１１日（木）
募集要項に対する質問書提出期限	令和７年１２月１９日（金）
質問書回答期限	令和７年１２月２５日（木）
参加意思表明書提出期限	令和８年１月７日（水）
提案書等の提出期限	令和８年１月１５日（木）
プレゼンテーション実施	令和８年１月下旬
選定結果の通知（内定通知）	令和８年２月上旬

第２　事業提案にあたっての条件

1　提案にあたっての条件

事業の具体的な提案内容は自由とするが、以下の事項に留意すること。

(1)スポーツシューティング及びサバイバルゲームは、第１の２(1)の対象区域内において行うこと。

(2)スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールドの利用者や公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理を行うこと。

(3)本市の地域連携及び観光振興に資する事業を行うこと（第１の２(1)の対象区域内に限らない）。

2　管理にあたっての条件

(1)スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールドの管理は、設置管理事業者の責任で実施すること。

(2)新たにインフラ施設（水道、電気、ガス、通信等）を整備する場合は、本市と協議し、承認を得ること。

(3)施設の利用者がモラルやマナーを欠くことがないよう、利用者への指導管理を行うこと。

3　法規制

実施に当たっては、都市公園法、建築基準法、都市計画法、屋外広告物法、文化財保護法等、事業を行ううえで必要な関連法令について、遵守すること。

4　設置・管理許可（使用料）

(1)設置・管理許可（使用料）について

設置管理事業者は下記の設置許可および管理許可に係る使用料を本市に支払うこと。

・使用料年額 13,690 円 （松江市都市公園条例第 14 条の規定に基づき算定）

※事業期間における土地価格の変動により、増額する可能性がある。

(2)設置管理区域における維持管理等について

設置管理区域においては、清掃、園路等の利用に支障となる草木の剪定を行うこと。なお、中低木の剪定は、本市の承認を得ることにより実施できることとする。

また、スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールド内の設置管理施設（設置管理者が事業のために設置する施設）及び公園施設について、日常的な安全点検、危険個所発見時の本市への報告及び応急対応（使用禁止措置及び簡易な修繕）を行うこと。

(3)事業期間

事業期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(4)注意事項

ア　設置管理許可については、設置管理事業者が、本市に申請する必要がある。

イ　設置管理事業者は、設置管理期間満了後又は設置管理事業者の責に帰すべき事由による設置管理許可取り消しに伴い退去する場合は、それを理由に損害の補填又は補償を請求することはできない。

5　費用の負担、報告、原状回復など

(1)費用の負担等

設置管理事業者は、その責任において設置した施設（設置管理施設）について適切に管理・運営し、その整備費及び修繕、維持管理費など必要な費用全てを負担する。

電気を使用する際は、設置管理事業者の責任によりメーターボックスを設置し、管理を行うこと。電気使用契約については、本市が公園施設全体で契約するが、スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールドにおける使用料に応じた従量料金及び基本料金を請求する。なお、電気使用料の算出のため設置するメーターボックスの設置については、本市に占用申請を行う必要がある。占用に伴う使用料については、設置管理事業者が負担する。

その他、取り扱いに疑義が生じた際は、本市と設置管理事業者が協議を行うものとする。

(2)施設改修における協議

本市が設置した公園施設の改修などを行う場合は、あらかじめ本市と協議し、承認を得た後、関係法令を遵守したうえで実施すること。なお改修にかかる費用は設置管理事業者負担とする。

(3)実施状況の報告

設置管理事業者は、毎年1回以上利用者数および事業収支について、本市及び宍道総合公園公園協議会に報告するものとする。なお、報告時期については本市と別途協議すること。

(4)事業の中止

設置管理事業者が、設置管理許可の許可条件、提案書等、基本協定書などに反する管理を行い、本市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合、事業を中止させることがある。

また、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と設置管理事業者自らが判断される場合には、事業を中止する3か月前までに、本市に対して書面により申請を行ったうえで、基本協定の解除及び事業の中止を行うことができることとする。

(5)事業区域の原状回復

事業期間終了までに（設置管理許可を取り消し、設置管理事業者が事業を途中で中止する場合を含む）対象区域を原状回復（設置管理事業者が設置した施設の撤去及び改修した公園施設の原状回復など）すること。

6　禁止事項

(1)利用上の禁止事項

ア　政治的または宗教的な目的で、公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動及び勧誘等。

イ　「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する業。

ウ　青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等。

エ　酒類の販売。ただし、イベント開催時など設置管理者により注意事項等（飲酒運転の防止等）の周知を行う場合は除く。

オ　騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動。

キ　上記のほか、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為。

(2)設置管理事業者の禁止事項

ア　本事業に関する権利を他人に譲渡、転貸、担保に供し、又は使用させること。ただし、設置管理事業者の管理のもとで他の事業者等に使用させる場合（スポーツシューティング及びサバイバルゲームに係る公式の大会等）を除く。

イ　本事業の全部の委託または請負。

ウ　提案事業以外の目的で本事業区域内の土地及び建物を使用すること。ただし、本市

に事前に協議し、許可を得た場合を除く。

エ　本事業区域内で政治的または宗教的な活動を行うこと。

オ　暴力団員を雇用すること。その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

カ　役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ　暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

7　特記事項

(1)公園施設の管理

公園施設について、第2の4(2)に定める日常的な安全点検、危険個所発見時の本市への報告及び応急対応以外は、本市が管理を行うものとする。

(2)社会実験実施者の施設の取扱い

現在（令和7年12月5日時点）実施中である社会実験の実施者は、令和8年3月6日までに施設を撤去する予定である。そのため設置管理事業者が新たに設置する施設は、その翌日以降に設置することができる。

(3)設置許可および管理許可の申請期限、事業開始時期について

設置管理事業者は、基本協定締結後速やかに「宍道総合公園　古墳の森　スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールド」についての公園施設設置許可および公園施設管理許可の申請を行い、許可を受けること。また、許可後、速やかに事業を開始すること。

(4)その他特記事項等

ア　各種法令、条例等を遵守すること。

イ　防火・安全管理等、施設の運営及び維持管理のため必要な事項については設置管理事業者の責任において行うこと。不備等がある場合は本市が改善指示を行う場合がある。

ウ　設置管理事業者の過失、管理上の不備において生じた設備等の障害、破損等の補償及び補修費用は、設置管理事業者の負担とすること。また、その内容及び対応状況を速やかに本市に報告すること。

エ　設置管理事業者の運営や設置した設備等の管理における過失や不備により利用者の財物や身体に及んだ損害に対し、補償を行う賠償責任保険に加入すること。事故や利用者の怪我が発生したときは、設置管理事業者の責任において誠実に対応すること。また、その内容及び対応状況を速やかに本市に報告すること。なお、取扱いに疑義が生じた際は、速やかに本市に相談すること。第2の4(2)の設置管理区域における維持管理等について、設置管理事業者の過失や不備により同様の損害や事故、利用者の怪我が生じた際においても、同様に対応すること。

オ　廃棄物処理、清掃、防犯対策は設置管理事業者が行うこと。

カ　公園駐車場の利用については、必要に応じて本市および宍道総合公園の指定管理者と協議のうえ、利用すること。利用者への案内や周知については、設置管理事業者の責任において適切に行うこと。

キ　整備工事及びイベント等により、本市から一定期間の営業休止を依頼した場合は了承すること。

ク　本市または関係機関から指示・依頼のあった注意事項については、設置管理事業者に説明のうえ通知する。設置管理事業者はこれに適切に従い、利用者への周知を行うこと。

ケ　その他上記事項に定めのない事項については、別途協議の上決定すること。

第３　公募の実施要領

1　応募者の資格要件

以下のすべての要件を満たす団体（法人格の有無は問わない）または個人であることを応募の条件とする。

(1)松江市内に本社または主たる事務所を置いていること。なお、事業開始までに本条件を満たす必要がある。

(2)本市の指名停止を受けていないこと。

(3)国税、県税、市区町村税を滞納していないこと。

(4)暴力団員による不当な行為防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。

(5)応募者が直営するものであること。

2　公募の手続き

(1)募集要項の公表

ア　公表日　令和 7 年 12 月 5 日（金）

イ　公表方法　松江市ホームページからダウンロードすること。

ホームページ

https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/toshiseibibu_koenryokuchika/kouen/1/24435.html

(2)説明会

本公募に関する説明会を開催する。参加希望者は、事前に申し込むこと。出席者は 1 団体 2 名までとする。

ア　開催日時　令和 7 年 12 月 11 日（木）10 時～

イ　会場　松江市役所（予定）※会場は申し込み者に連絡する。

ウ　事前申込方法　参加申込書（様式 1）を令和 7 年 12 月 8 日（月）17 時までに電

子メールにて送付すること。電子メール送信後、確認のため電話すること。

(3)募集要項に対する質問と回答

募集要項に対する質問を下記のとおり受け付ける。なお、提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問については受け付けない。

ア　提出期限　令和 7 年 12 月 19 日（金）17 時（必着）

イ　提出書類　質問書（様式 2）1 部

ウ　提出方法　電子メールで提出すること。送信後、確認のため電話すること。

エ　回答日　　令和 7 年 12 月 25 日（木）を予定。

オ　回答方法　質問者を伏せて、質問内容および回答を市のホームページで公開する。

(4)参加申し込み

参加申し込みを下記のとおり受け付ける。

ア　提出期限　令和 8 年 1 月 7 日（水）17 時（必着）

イ　提出書類　参加意思表明書（様式 3）1 部

ウ　提出方法　持参又は郵送

エ　提出先　　松江市都市整備部公園緑地課

(5)提案書等の提出

参加意思表明書を提出した者は、提案書等を提出すること。

ア　提出期限　令和 8 年 1 月 15 日（木）17 時（必着）

イ　提出書類　第 3 の 3 のとおり

ウ　提出方法　持参又は郵送

エ　提出先　　松江市都市整備部公園緑地課

3　提案書等の内容と提出部数

(1)提案書等

ア　誓約書（様式 4）【提出部数：1 部】

イ　申込書（様式 5）【提出部数：1 部】

ウ　事業所概要及び業務実績（様式 6）【提出部数：1 部】

エ　提案書（様式 7　※様式は任意だが、必要事項を記載のこと）【提出部数：5 部】

※詳細は 3 の(3)「提案書の記載内容」を参照。A4 縦または A3 横で作成する。

(2)その他必要書類　【提出部数：各 1 部】

ア　過去 3 年間の事業報告書、賃貸対照表、財産目録又はこれに準ずる書類

イ　定款または寄付行為（写し）

※社団にあっては規約等、個人事業主にあっては開業届等

ウ　登記事項証明書（法人の場合。発行３か月以内のものに限る）

エ　身分証明書（個人事業主の場合。発行３か月以内のものに限る）

※本籍地の市区町村において発行するもの

オ　国税、県税、市区町村税（納期限未到来のものを除く）に滞納がない旨の証明書

(3)提案書の記載内容

次の点に留意するとともに、「評価の基準」を参考に作成すること。

ア　事業の実施方針

事業の基本的な考え方（コンセプト）を文章、図面、イラスト、写真等により説明すること。

イ　施設の設置計画

施設の設置計画を、文章、図面、イラスト、写真等により説明すること。

ウ　運営計画・運営体制

運営の内容（サービス内容、営業日・営業時間・事業内容、イベントの開催等)、松江市の地域連携及び観光振興に資する提案について、文章、図面、イラスト、写真等により説明すること。

また、運営体制（従業員数、衛生・安全管理体制等）について文章や図表等により説明すること。

（その他の記載内容）

清掃、防火、公園利用者・地域住民に対する配慮、市への報告体制

エ　管理計画

設置管理区域内の維持管理（除草と支障枝の剪定、設置管理施設及び公園施設の点検と応急対応等）について、管理体制、管理方法を文章や図表等により説明すること。

オ　収支計画、資金計画及び実施工程

事業期間における収支見込みと積算根拠を事業年度ごとに整理し、収支計画と資金計画を作成すること。また、開業までの実施工程（作業工程）を文章や図表等により説明すること。

4　選考方法と優先交渉権者の決定

(1)企画提案に関するプレゼンテーション

応募者は、提案に関するプレゼンテーションを実施する。日時、場所等は、事務局から連絡する。プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。

(2)選考方法

本市で設置する審査会において提案内容等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の優先交渉権者とする。なお、最高点を獲得した提

案が複数ある場合は、審査員合議により決定する。

(3)評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
(1) 事業の実施方針	ア　事業全体のコンセプトが本事業の目的に合致しているか。	20
	イ　宍道総合公園の魅力向上につながる提案か。	
(2) 施設の 設置計画	ア　対象区域内外の動線を確保し、周辺と調和した施設配置計画（ゾーニング）が提案されているか。	10
	イ　施設の利用者が楽しめる空間の提案がなされているか。	
(3) 運営計画 運営体制	ア　スポーツシューティング及びサバイバルゲームフィールドのニーズを把握し、魅力ある業種・業態が提案されているか。	35
	イ　松江市の地域連携及び観光振興に資する提案内容になっているか。	
	ウ　業務の実施体制、緊急時の連絡体制等、人員の配置が適正に組まれ、災害・事故等の発生時の危機管理に対応した運営体制となっているか。	
	エ　公園利用者、地域住民等に対し、配慮した提案となっているか。	
	オ　施設の利用料金がサービスに見合った価格になっているか。	
(4) 管理計画 管理体制	ア　利用しやすく、安全・安心に配慮した維持管理等の提案がされているか。	20
	イ　年間を通じ、円滑で効率的な管理体制・管理方法が提案されているか。	
(5) 収支計画 資金計画 実施工程	ア　継続的な事業の実施が可能な計画となっているか。	15
	イ　業務遂行に必要な経営基盤を有しているか。	
	ウ　実現可能な実施工程（開業までの作業工程）となっているか。	
計		100

※審査委員会の評価点の合計が満点（400 点）の 6 割（240 点）に満たない場合は優先交渉権者として選定しないものとする。

5　基本協定の締結

本市は第一優先交渉権者と、提出された提案書の内容に基づき、実施する事業の詳細および協定内容等の協議を行う。協定内容の協議により本市と第一優先交渉権者が合意した場合、基本協定を締結することで第一優先交渉権者は本事業の設置管理予定

者となる。なお、第一優先交渉権者に本事業における失格事由が認められた場合、本市は協定を解除し次点のプロポーザル上位者と協定を締結することができる。また、事業期間中に同様の事由が発生した場合についても取り消すことがある。

6　審査結果の公表

協定の締結後、プロポーザルの選定結果を公表する。公表する内容は、実施要領、審査基準、審査委員名簿、プロポーザル参加事業者、設置管理予定者、審査結果とする。ただし、審査結果については参加者名を表記しない。また、参加者数が２者の場合は設置管理予定者の得点のみを公表する。公表は、松江市公式ホームページ上で行う。

7　設置管理許可

設置管理予定者は、基本協定の締結後、本市から設置管理許可を受けたうえで、設置管理事業者として事業を開始する。

8　応募及び問い合わせ先

松江市都市整備部公園緑地課公園整備係
〒690-0888　島根県松江市末次町 86 番地
電話：0852-55-5369　e-mail:kouen@city.matsue.lg.jp
ホームページ
https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/toshiseibibu_koenryokuchika/kouen/1/24435.html
※本募集要項の修正、変更、追加等に関する情報は、上記ホームページにて提供する。

9　その他の留意事項

(1)　提案書の提出は、１団体または１人につき、応募は１提案とする。
(2)　提案書の提出後、内容の変更は認められない。
(3)　提案書等は、理由の如何に関わらず返却しない。本市は、設置管理予定者選定の公表に必要な場合は、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
(4)　提案書等の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
(5)　応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
(6)　提案書等の提出に著作権がある場合、著作権は全て応募者に帰属する。ただし、運営予定者の選定に必要な場合、または、松江市情報公開条例に基づき、提案内容を公開する場合には、本市は提出書類の全部または一部を無償かつ許可なく使用できるものとする。

(7)　提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

(8)　本市は、公正に応募手続きを執行できないと認められる場合には、公募手続きの執行を延期または中止することがある。この場合、本市は、速やかにこの旨を応募者に連絡するとともに、松江市公式ホームページにおいて公表する。この場合であっても、提案に要した費用は各応募者の負担とする。